

自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の □ に ✓ チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名 ()

○集団指導

※根拠
➤ 介護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日付老発0331第6号、厚生労働省老健局長通知、別添1「介護保険施設等指導指針」)

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その他
		適	不適	
集団指導	本市が実施する集団指導に出席等していますか。 ＜過去2年の出席状況＞ 令和 年度・・・(出席 ・ 欠席) 令和 年度・・・(出席 ・ 欠席) ※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。 ➤ 集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。 ➤ 集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回集団指導は、必ず出席してください。	□	□	

○介護予防支援等 (定義及び基本方針、人員、設備、運営の基準)

※根拠
➤ 介護保険法(以下「法」という。)
➤ 鹿児島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「条例」という。)

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
I 定義及び基本方針				
1. 定義 法第8条第16項	「介護予防支援」とは、居宅要支援者が第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス又は特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、特定介護予防・日常生活支援総合事業及びその他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービス(以下「指定介護予防サービス等」という。)の適切な利用等を行うことができるよう、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受け、その職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下「介護予防サービス計画」という。)を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいい、「介護予防支援事業」とは、介護予防支援を行う事業をいう。			
2. 基本方針 条例第3条	(1) 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われていますか。	☐	☐	
	(2) 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 基本方針 条例第3条	(3)事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行っていますか。	☐	☐	
	(4)事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めていますか。	☐	☐	
	(5)事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	☐	☐	
	(6)事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	☐	☐	
Ⅱ 人員に関する基準				
1. 従業者の員数 条例第4条	(1)地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置いていますか。	☐	☐	
	➢保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師、高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事のいずれかの要件を満たす者で、都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者を充てる必要がある。 (2)指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置いていますか。 ➢介護支援専門員は、当該居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受け、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と兼務して差し支えない。	☐	☐	
2. 管理者 条例第5条	(1)指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置いていますか。	☐	☐	
	(2)地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が(1)の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者ですか。 ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 ・兼務の有無(有 ・ 無) ・当該事業所内で他職務を兼務している場合はその職務名() ・地域包括支援センターの職務を兼務している場合は、その事業所名、職務名及び兼務事業所における1週間当たりの勤務時間 事業所名:() 職務名 : () 勤務時間:()	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 管理者 条例第5条	(3) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が(1)の規定により置く管理者は、主任介護支援専門員ですか。 ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を(1)に規定する管理者とすることができる。 ※主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合とは、 ①本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生、急な退職や転居等不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなったしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届出た場合。 なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予するとともに、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができることとする。 ②特別地域介護予防支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合	☐	☐	
	(4) (3)の管理者は、専らその職務に従事する者ですか。 ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 ①当該事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 ②他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。) ・兼務の有無(有 ・ 無) ・他の事業所の職務を兼務している場合は、その事業所名、職務名及び兼務事業所における1週間当たりの勤務時間 事業所名:() 職務名:() 勤務時間:() ※他の事業所とは、必ずしも指定介護予防サービス事業を行う事業所に限るものではなく、例えば、介護保険施設、病院、診療所、薬局等の業務に従事する場合も、当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない限り認められるものである。 ※訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者と兼務する場合(当該訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)及び事故発生時や災害発生等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定介護予防事業所又は利用者の居宅に駆け付けすることができない体制となっている場合は管理者の業務に支障があると考えられる。	☐	☐	
Ⅲ 運営に関する基準				
1. 内容及び手続きの説明及び同意 条例第6条	(1) 事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ➢ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 ・運営規程の概要 ・介護支援専門員等の勤務の体制 ・秘密の保持 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制等 ➢ 当該同意については、利用者及び指定介護予防支援事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。	☐	☐	
	(2) 事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ていますか。 ➢ 併せて、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについても説明を行うとともに、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行い、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましい。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
1. 内容及び手続きの 説明及び同意 条例第6条	(3)事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。	☐	☐	
	(4)事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、(1)の規定による文書の交付に代えて、(7)で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 ①電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申し出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） ②磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法			
	(5)(4)に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものですか。	☐	☐	
	(6)(4)①の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。			
	(7)事業者は、(4)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていますか。 ① (4)の①②に規定する方法のうち事業者が使用するもの ② ファイルへの記録の方式	☐	☐	
	(8)(7)の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び(7)の規定による承諾をした場合は、この限りでない。			
2. 提供拒否の禁止 条例第7条	事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。 ➢正当な理由の例 ①申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 ②申込者が他の指定介護予防支援事業者にも併せて依頼を行っている場合 ③当該事業所（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。）の現員からは利用申込に応じきれない場合等	☐	☐	
3. サービス提供困難 時の対応 条例第8条	事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
4. 受給資格等の確認 条例第9条	事業者は、サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめていますか。	☐	☐	
5. 要支援認定の申請に係る援助 条例第10条	(1)事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っていますか。 ➤被保険者から申請の代行を依頼された場合等においては、事業者は必要な協力を行わなければならない。	☐	☐	
	(2)事業者は、サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ➤要支援認定の申請がなされていれば、要支援認定の効力が申請時に遡ることにより、指定介護予防支援の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえたものである。	☐	☐	
	(3)事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
6. 身分を証する書類の携行 条例第11条	事業者は、当該事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ➤当該証書等には、当該指定介護予防支援事業所の名称、当該担当職員の氏名を記載した上、写真を添付したものとすることが望ましい。	☐	☐	
7. 利用料等の受領 条例第12条	(1)事業者は、指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。)と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 ➤利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、保険給付がいわゆる償還払いとなる場合の利用料の額と、代理受領がなされる場合の費用の額との間に、不合理な差額を設けてはならないこととしたもの。これによって、償還払いの場合であっても、利用者負担が生じないこととする趣旨である。	☐	☐	
	(2)指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、(1)の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。 →事例(有・無)	☐	☐	
	➤保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認めない。	☐	☐	
	(3)指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、(2)に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
8. 保険給付の請求のための証明書の交付 条例第13条	事業者は、提供したサービスについて、7(1)の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。 償還払いによる利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 ➤利用者が保険給付の請求を容易に行えるよう、利用料の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付すること。 →事例(有・無)	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
9. 指定介護予防支援の業務の委託 条例第14条	地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守していますか。 →委託事例（有・無） ➢事業者は、受託する当該指定居宅介護支援事業者が本来行うべき指定居宅介護支援業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう、委託する業務の範囲及び業務量について十分に配慮しているか。 ①委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 ②委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。 ③委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。 ④委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、運営等の基準の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。	☐	☐	
10. 法定代理受領サービスに係る報告 条例第15条	（1）事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出していますか。 ➢利用者に代わり事業者に支払うための手続きとして、給付管理票を毎月提出することを義務づけたものである。 （2）事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健康保険団体連合会に対して提出していますか。 →事例（有・無）	☐	☐	
11. 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付 条例第16条	事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	☐	☐	
12. 利用者に関する市への通知 条例第17条	事業者は、サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 →該当の有無（有・無） ①正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 ②偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。 ➢上記に該当する利用者については、市が保険給付の制限を行うことができることに鑑み、保険給付の適正化の観点から、事業者がその利用者に関し、市に通知しなければならない。	☐	☐	
13. 管理者の責務 条例第18条	（1）事業所の管理者は、当該事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 ※管理者は、日頃から業務が適正に執行されているか把握するとともに、従業者の資質向上や健康管理等、ワーク・ライフ・バランスの取れた働きやすい職場環境を醸成していくことが重要である。 （2）事業所の管理者は、当該事業所の担当職員その他の従業者に運営等の基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
14. 運営規程 条例第19条	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めていますか。 (1)事業の目的及び運営の方針 (2)職員の職種、員数及び職務内容 (3)営業日及び営業時間 (4)指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 (5)通常の事業の実施地域 (6)虐待の防止のための措置に関する事項 (7)その他運営に関する重要事項 ・指定申請の際に作成された内容に変更はないか。 ・変更があった場合、変更届が適正になされているか。	☐	☐	
15. 勤務体制の確保 条例第20条	(1)事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに担当職員その他の従業員の勤務の体制を定めていますか。 ➢事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、担当職員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 (2)事業者は、事業所ごとに、当該事業所の担当職員によってサービスの業務を提供していますか。 ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。 ➢当該勤務の状況等は、当該事業所の管理者が管理する必要があり、非常勤の担当職員を含めて当該事業所の業務として一体的に管理されていることが必要である。 (3)事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 (4)事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
16. 業務継続計画の策定等 条例第20条の2	(1)事業者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。 (2)事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。 (3)事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	☐	☐	
17. 設備及び備品等 条例第21条	(1)事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 ※事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、指定介護予防支援の業務に支障がない場合には、地域包括支援センターが行う他の事業(指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受けて、当該居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、指定居宅介護支援事業)の用に供する事務室又は区画と同一のものであっても差し支えない。 ※他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、運営に支障がない場合は、当該他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
17. 設備及び備品等 条例第21条	(2)専用の事務室や区画は、相談、サービス担当者会議等に対応する適切なスペースが確保され、相談のスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造となっていますか。	☐	☐	
18. 従業員の健康管理 条例第22条	事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	☐	☐	
19. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置 条例第22条の2	事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。 ➢感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。 同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 ➢感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ➢感染対策委員会は、介護予防支援事業所の従業者が1名である場合は、下記②の指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。 ②当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③当該事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	☐	☐	
20. 掲示 条例第23条	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ・掲示内容が実際のサービス内容と一致しているか。 ・重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 ・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (令和7年4月1日から施行) ※ウェブサイトとは、法人のホームページ等のことをいう。 ※指定介護予防支援事業所が、自ら管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、これを行わないことができる。	☐	☐	
21. 秘密保持 条例第24条	(1)事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ➢研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じていますか。 (2)事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。 ➢従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの対策を講じていますか。(誓約書や就業規則)	☐	☐	
		☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
21. 秘密保持 条例第24条	(3)事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※サービス提供開始時に利用者及びその家族から得る包括的な同意で可。	☐	☐	
22. 広告 条例第25条	事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。 ・パンフレット(有・無) ・ホームページ(有・無) ・介護サービス情報公表システムへの掲載(年 月 日)	☐	☐	
23. 介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等 条例第26条	(1)事業者及び事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていますか。 ➤利益誘導のために特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付ける旨の指示等を行うことは禁じられています。 (例1)同一法人系列の介護予防サービス事業者のみを位置付けるように指示すること。 (例2)介護予防支援費の加算を得るために、支援すべき総合的な課題に即さない介護予防サービスを介護予防サービス計画に位置付けるよう指示すること。 (2)事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていますか。 (3)事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受していませんか。 ➤(1)と同様、利益誘導のために特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付ける旨の指示等を行うことを禁じた規定であり、介護予防支援の公正中立の原則の遵守を謳ったもの。	☐	☐	
24. 苦情処理 条例第27条	(1)事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。 →苦情を受け付けるための窓口(有・無) →苦情処理体制等に関する重要事項説明書への記載(有・無) ・苦情処理体制、手続きが定められているか。 ・苦情に対して速やかに対応しているか。 ・利用者に対する説明は適切か。 (2)事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。 ➤事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の内容等を記録すること。 (3)事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例(有・無) (4)事業者は、市からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市に報告していますか。 →事例(有・無)	☐	☐	
		☐	☐	
		☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
24. 苦情処理 条例第27条	(5)事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。 →事例(有・無)	☐	☐	
	(6)事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例(有・無)	☐	☐	
	(7)事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 →事例(有・無)	☐	☐	
25. 事故発生時の対応 条例第28条	(1)事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 →事故事例(有・無) ➢事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。	☐	☐	
	(2)事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。 →損害賠償保険への加入(有・無)	☐	☐	
26. 虐待の防止 条例第28条の2	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	☐	☐	
27. 会計の区分 条例第29条	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分していますか。	☐	☐	
28. 記録の整備 条例第30条	(1)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ②個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 (1)介護予防サービス計画 (2)アセスメントの結果の記録 (3)サービス担当者会議等の記録 (4)介護予防サービス計画の目標の達成状況についての評価結果の記録 (5)モニタリングの結果の記録 ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
29. 指定介護予防支援の基本取扱方針 条例第31条	(1) 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行っていますか。 ➤ 利用者の課題分析から計画の利用者への交付に掲げる一連の業務は、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。 ただし、個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて介護予防サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければならない。	☐	☐	
	(2) 事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定していますか。	☐	☐	
	(3) 事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐	☐	
30. 指定介護予防支援の具体的取扱方針 条例第32条	(1) 事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	☐	☐	
	(2) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 ➤ 利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの目標に向けての意欲の向上と相まって行われることが重要であることも説明しているか。	☐	☐	
	(2-2) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	☐	☐	
	(2-3) (2-2)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。	☐	☐	
	(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしていますか。 ➤ 計画的にサービス等提供が行われるようにすることが必要であり、予防給付等対象外のサービスも含めることにより総合的な計画となっているか。	☐	☐	
	(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。	☐	☐	
	(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。 ➤ 特定の指定介護予防サービス事業者に不当に偏した情報を提供することや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる介護予防サービス計画原案を最初から提示していないか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
30. 指定介護予防支援の 具体的取扱方針 条例第32条	(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握していますか。 ①運動及び移動 ②家庭生活を含む日常生活 ③社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション ④健康管理 ➢課題分析は、担当職員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。	☐	☐	
	(7) 担当職員は、(6)に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。 この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 ➢利用者が入院中など物理的な理由がある場合を除き、必ず居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。	☐	☐	
	(8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成していますか。 ➢担当職員は、サービス計画原案を作成し計画は実現可能なものとする必要がある。また、目標、支援のポイント、セルフケア、家族、インフォーマルサービス、サービス等の内容、支援期間等を盛り込み達成時期には計画及び各介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等の評価を行い得るようにすることが重要である。	☐	☐	
	(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を召集して行う会議をいう。)(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 ➢利用者や家族、介護予防サービス計画原案担当者、原案に位置付けた指定介護予防サービスの担当職員、主治医、インフォーマルサービスの担当者からなる会議を必ず開催することが必要である。	☐	☐	
	(10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。 ➢計画は利用者の希望を尊重して作成されているか。 ➢担当者に計画を交付する際は、計画の趣旨、内容等について十分に説明し、各担当者が提供するサービス等の計画における位置付けを理解できるように配慮しているか。	☐	☐	
	(11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
30. 指定介護予防支援の具体的取扱方針 条例第32条	(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めていますか。 ➢ 担当者に介護予防サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、双方の計画の運動性や整合性について確認すること。なお、交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましい。 さらに、サービス担当者会議の前に介護予防サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画の原案の提出を求め、情報の共有や調整を図るなどの手法も有効である。	☐	☐	
	(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取していますか。 ➢ 担当職員は、サービス事業所等のサービスの担当者と緊密な連携を図り、利用者の状況や課題に変化がある場合、円滑な連絡体制の整備に努めているか。 そのため、少なくとも1月に1回、事業者等への訪問、電話、FAX等の方法により、サービスの実施状況、サービスを利用している際の利用者の状況、サービス実施の効果について把握するために聴取の必要がある。	☐	☐	
	(14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。	☐	☐	
	(14-2) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供していますか。	☐	☐	
	(15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価していますか。 ➢ 評価の実施は、利用者宅を訪問して行う必要がある。	☐	☐	
	(16) 担当職員は、(14)に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。 ➢ 特段の事情 ⇒ 利用者の事情により、居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、担当職員に起因する事情は含まれない。なお、その場合の「特段の事情」の具体的な内容を記録することが必要。	☐	☐	
	イ 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回利用者に面接していますか。	☐	☐	
	ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行っていますか。 ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。	☐	☐	
	① テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
30. 指定介護予防支援の 具体的取扱方針 条例第32条	②サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の 医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。			
	※主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得る方法としては、 サービス担当者会議のほか、利用者の通院や訪問診療への立会時 における主治の医師への意見照会や、サービス事業所の担当者との日 頃の連絡調整の際の意見照会等も想定されるが、いずれの場合にお いても、合意に至るまでの過程を記録しておくことが必要である。	□	□	
	i 利用者の心身の状況が安定していること。 ※利用者の心身の状況が安定していることを確認するに当たって は、主治の医師等による医学的な観点からの意見や、以下に例示す る事項等も踏まえて、サービス担当者会議等において総合的に判断 することが必要である。 ・介護者の状況の変化が無いこと。 ・住環境に変化が無いこと(住宅改修による手すり設置やトイレの改修 等を含む) ・サービス(保険外サービスも含む)の利用状況に変更が無いこと。	□	□	
	ii 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことが できること。 ※テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、利用者が テレビ電話装置等を介して、利用者の居宅において対面で面接を行 う場合と同程度の対応ができる必要がある。なお、テレビ電話装置 等の操作については、必ずしも利用者自身で行う必要はなく、家族 等の介助者が操作を行うことは差し支えない。	□	□	
	iii 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは 把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 ※テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合、画面越しでは確認 できない利用者の健康状態や住環境等の情報については、サービス 事業所の担当者からの情報提供により補完する必要がある。この点 について、サービス事業所の担当者の同意を得るとともに、サービ ス事業所の担当者の過度な負担とならないよう、情報収集を依頼す る項目や情報量については留意が必要である。	□	□	
	ハ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変 化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接しています か。	□	□	
	ニ 利用者の居宅を訪問しない月(口たし書の規定によりテレビ電話 装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)においては、可能な限 り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法 により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合 にあっては、電話等により利用者との連絡を実施していますか。	□	□	
	ホ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していますか。	□	□	
	(17)担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議 の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当 者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する 照会等により意見を求めることができるものとする。 ①要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合 ②要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を 受けた場合 ➢やむを得ない理由がある場合 ⇒ 開催の日程調整を行ったが、 サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られ なかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者 の状態に大きな変化が見られない場合等が想定される。 ・利用者の希望による軽微な変更(提供日時の変更等)を行う場合に は、必要ない。	□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
30. 指定介護予防支援の具体的取扱方針 条例第32条	(18)(3)から(13)までの規定は、(14)に規定する介護予防サービス計画の変更についても準じていますか。	☐	☐	
	(19)担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。 ➤主治医に意見を求めるのは、介護保険施設が、それぞれ医療機能等が異なることによる。	☐	☐	
	(20)担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行っていますか。 ➤あらかじめ、居宅生活での介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業者から聴取する等の連携を図るとともに、居宅での生活を前提としたアセスメントを行った上で、介護予防サービス計画を作成する等の援助を行うことが重要である。	☐	☐	
	(21)担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めていますか。 ➤介護予防(訪問看護、訪問リハ、通所リハ、居宅療養管理指導、短期入所療養介護)は、主治医等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、これらの医療サービスを介護予防サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示を確認しなければならない。 ➤特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。	☐	☐	
	(21-2)(21)の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付していますか。	☐	☐	
	(22)担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っていますか。	☐	☐	
	(23)担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。 ➤要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安は、原則として上限基準であることを踏まえ、適切な介護予防サービス計画を作成する必要がある。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
30. 指定介護予防支援の具体的取扱方針 条例第32条	(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載していますか。 ➢ 介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援が大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。 ➢ 対象福祉用具を介護予防サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、介護予防福祉用具貸与又は介護予防特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければならない。 ➢ 対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法が考えられる。 ➢ 対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえること。 (対象福祉用具：スロープ(工事を伴わない)、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ、単点杖(松葉づえを除く)、多点杖)	□	□	
	(25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。	□	□	
	(26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成していますか。	□	□	
	(27) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。	□	□	
	(28) 事業者は、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議(以下「会議」という。)から、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。	□	□	
	(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じていますか。 ※提供を行う情報については、以下に掲げる事項のうち、市町村長に求められた情報を提供するものとする。 ・介護予防サービス計画の実施状況 ・基本チェックリスト ・利用者基本情報 ・介護予防支援経過記録 ・サービス担当者会議の開催等の状況 ・介護予防支援に係る評価 ・その他市町村長が必要と認める事項	□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
31. 介護予防支援の提供に当たっての留意点	介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意していますか。	☐	☐	
条例第33条	(1)単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すのではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指していますか。	☐	☐	
	(2)利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援していますか。	☐	☐	
	(3)具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有していますか。	☐	☐	
	(4)利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮していますか。	☐	☐	
	(5)サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用していますか。	☐	☐	
	(6)地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮していますか。	☐	☐	
	(7)介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個性を重視した効果的なものとなっていますか。	☐	☐	
	(8)機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めていますか。	☐	☐	
32. 電磁的記録等	1 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面（被保険者証に関するものを除く。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。			
条例第35条	2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。			
IV 変更の届出等				
介護保険法第115条の25	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、事業を廃止し又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市に届け出ていますか。			
	①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 ⑥運営規程 ⑦当該申請に係る事業に係る介護予防サービス計画費の請求に関する事項 ⑧介護支援専門員の氏名及びその登録番号	☐	☐	